

天理市公告第43号

令和 8 年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年3月天理市条例第1号）第7条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

令和 8 年 7 月23日

天理市長 並河 健

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域（町名）
櫛本北第11処理分区	中町の一部